

2014年6月9日

**項番6「投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて」に関する意見**

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

「ガイドライン改訂検討に係る論点整理」では項番6にて、JBIC/NEXIより「案件の性質上、投融資の意思決定が必要な時点（借入人に資金需要が発生している時点）で、EIA等の情報が揃っておらず環境レビューを行う段階にない場合、意思決定後に環境レビューを実施することを前提に、意思決定を行うことを可能とする。IFCも、同様の対応を可能としていると理解。」という考え方が示された。

しかし、この提案を検討するにあたっては、以下の点を慎重に検討する必要がある。

**意思決定後に環境レビューを実施することの是非に関する検討事項：**

1. これまで NGO 等が多くのガイドライン違反を指摘してきたが、改善が行われていないケースも少なくない。意思決定後に環境レビューが行われる場合、さらに違反が増える可能性が高い。
2. 一般的に金融機関のレバレッジは意思決定時に最も高く、支払いが行われる度に低下することになる。意思決定後の環境レビューは適切に案件実施が行われる可能性が低下することになる。
3. OECD コモンアプローチでは、意思決定に際して環境社会アセスメント報告書等の提出・レビュー・公開等が要件となっており、これらの要件に反することになる。
4. 意思決定が必要な時点で、EIA 等の情報が揃っておらず環境レビューを行う段階にない場合、他の ECA がどのような対応をしているのか、調査するべきである。

**意思決定後に環境レビューを実施する際の検討事項：**

5. 意思決定前のカテゴリ分類は想定される最も大きな影響に基づいて行われるべきである。
6. カテゴリ分類結果公開時に、個別案件の環境レビューを意思決定後に行う理由をウェブサイト上で公開するべきである。
7. 個別案件の環境レビューを意思決定後に行う場合でも、プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について意思決定前に環境レビューを行うべきである。
8. プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について環境レビューに用いた文書を意思決定前に公開するべきである。
9. プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について環境レビュー結果は意思決定後、すみやかに公開するべきである。
10. EIA 等の環境社会配慮関連文書の提出期限は最長でも意思決定後3年以内とするべきである。EIA 等の環境社会配慮関連文書の提出期限は上記環境レビュー結果に含めて公開するべきである。
11. 意思決定後に EIA 等の環境社会配慮関連文書が提出された場合は、それらの文書を公開するべきである。環境社会配慮関連文書の環境レビュー結果は、環境レビュー後に公開するべきである。
12. 意思決定時に合意された期限内に EIA 等の環境社会配慮関連文書が提出されない場合は、JBIC/NEXI は支援を停止するべきである。